

3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成24年度)

(単位:人)

都道府県 指定都市	認定者総数		1 平成24年度に研修を受けた者							2 研修受講予定者のうち、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者	3 平成25年度からの研修対象者	
	(1+2+3)		うち、平成24年度新規認定者	(1)現場復帰	(2)依願退職	(3)分限免職	(4)分限休職	(5)転任	(6)研修継続			(7)その他
1 北海道	5	(2)		3	1					2		
2 青森県	2	(1)	1						1		1	
3 岩手県	5	(1)	4	2	1				1			1
4 宮城県	2		2	1	1							
5 秋田県	0		0									
6 山形県	0		0									
7 福島県	2	(2)	2		1					1		
8 茨城県	0		0									
9 栃木県	1	(1)	0									1
10 群馬県	2	(2)	0									2
11 埼玉県	2	(1)	1		1							1
12 千葉県	1	(1)	1						1			
13 東京都	7	(3)	4	1	2				1			3
14 神奈川県	0		0									
15 新潟県	0		0									
16 富山県	1		1			1						
17 石川県	5	(2)	3	3								2
18 福井県	0		0									
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県	0		0									
21 岐阜県	0		0									
22 静岡県	0		0									
23 愛知県	9	(4)	7	1	2		2		2			2
24 三重県	6	(2)	2	1					1		2	2
25 滋賀県	4	(2)	3	2					1			1
26 京都府	1		0								1	
27 大阪府	9	(6)	5	2	1				2		2	2
28 兵庫県	2	(1)	1	1								1
29 奈良県	5	(1)	5	2					3			
30 和歌山県	1		1						1			
31 鳥取県	0		0									
32 島根県	1		1	1								
33 岡山県	7	(3)	4	3					1			3
34 広島県	3	(2)	3	1	1					1		
35 山口県	5	(2)	3	1	2							2
36 徳島県	2		1		1						1	
37 香川県	2	(1)	1	1								1
38 愛媛県	5	(2)	3	1	1		1					2
39 高知県	5	(4)	3	1	2							2
40 福岡県	6	(2)	4	2	1				1			2
41 佐賀県	1		1	1								
42 長崎県	1		1		1							
43 熊本県	8	(3)	5	5								3
44 大分県	0		0									
45 宮崎県	0		0									
46 鹿児島県	2	(1)	2	1			1					
47 沖縄県	1		1							1		
48 札幌市	0		0									
49 仙台市	4	(3)	2	2								2
50 さいたま市	0		0									
51 千葉市	1	(1)	1						1			
52 川崎市	0		0									
53 横浜市	4	(2)	3	2					1			1
54 相模原市	0		0									
55 新潟市	0		0									
56 静岡市	0		0									
57 浜松市	1	(1)	0									1
58 名古屋市	3	(1)	2						2			1
59 京都市	0		0									
60 大阪市	6	(4)	3		2				1		1	2
61 堺市	1	(1)	0									1
62 神戸市	2	(1)	1	1								1
63 岡山市	0		0									
64 広島市	0		0									
65 北九州市	4	(2)	2	1					1			2
66 福岡市	0		0									
67 熊本市	0		0									
合計	149	(69)	94	42	20	1	4	0	24	3	8	47
(参考)平成23年度合計	168	(73)	108	48	24	3	8	1	20	4	7	53
(参考)平成22年度合計	208	(87)	140	62	29	3	10	3	30	3	3	65

(注1)「(7)その他」の内訳・・・他の研修受講:1人、病気休職:1人、懲戒免職:1人

(注2)「2」は、平成24年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、依願退職:1名、病気休職:7名

(注3)「3 平成25年度からの研修対象者」とは、平成24年度に認定され、平成25年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。

3-1-2. 指導が不適切な教員の認定者の状況(平成24年度)

(1)学校種別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
小学校	70人	336,278人	0.021%
中学校	53人	199,699人	0.027%
高等学校	19人	160,574人	0.012%
中等教育学校	0人	1,142人	0.000%
特別支援学校	7人	69,124人	0.010%
計	149人	766,817人	0.019%

(注1)在職者数:平成24年度学校基本調査より

(注2)在職者数:教諭、助教諭及び講師の数

(2)性別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
男性	105人	366,238人	0.029%
女性	44人	400,579人	0.011%
計	149人	766,817人	0.019%

(注1)在職者数:平成24年度学校基本調査より

(注2)在職者数:教諭、助教諭及び講師の数

(3)年代別

	不適切教員数A	本務教員数B	A/B
20代	10人	94,655人	0.011%
30代	26人	178,419人	0.015%
40代	58人	248,248人	0.023%
50代以上	55人	236,963人	0.023%
計	149人	758,285人	0.020%

(注1)本務教員数:平成22年度学校教員統計調査より

(注2)本務教員数:校長、副校長及び教頭を除く

(注3)A/Bの分母は平成22年度のものであり、参考数値